

## 資料の見方

この資料は、「令和4年度地方財政状況調査」及び「令和4年度市町村公共施設状況調査」を基に編集したものである。

I この資料の決算額は、令和5年5月31日現在（令和4年度出納閉鎖日）における決算額である。

### II 会計区分

この調査における会計の区分は次のとおりであり、本資料は、令和4年度の市町村（一部事務組合及び広域連合を除く）の普通会計決算状況を令和5年11月末現在で取りまとめたものである。

なお、地方公共団体の会計には、一般会計のほかに多くの特別会計があり、これらの会計は各団体とも同一の基準で区分されていない。そのため、一般会計と公営事業会計を除いた各種の特別会計の合算に際しては、各会計間の繰入れ、繰出しに係る重複額を控除したり、また、予算繰越があると同時に繰上充用があればこれを調整したりするなどの操作を行う、いわゆる「純計額」によっているので、議会認定の決算額と異なる場合がある。

#### 1 普通会計

普通会計とは、公営事業会計以外の会計を総合して一つの会計としてまとめたものをいう。したがって、一般会計の中で、公営事業会計に係る全部又は一部の収支（新たに建設中のものを含む。）を経理している場合においては、これに係る一切の収支は普通会計から分別して、公営事業会計中の該当会計において経理されたものとして取り扱うものである。

#### 2 公営事業会計

##### (1) 公営企業会計

公営企業会計とは、水道事業（簡易水道事業を除く。）、工業用水道事業、市場事業、介護サービス事業等に係る会計をいう。

##### (2) 収益事業会計

収益事業会計とは、競馬、自転車競走、小型自動車競走、モーターボート競走及び宝くじの各事業に係る会計をいう。

##### (3) 国民健康保険事業会計

国民健康保険事業会計のうち、直診勘定に係る病床数20床以上の病院については、公営企業会計の病院事業として取り扱っている。

##### (4) 後期高齢者医療事業会計

後期高齢者医療事業会計とは、高齢者の医療の確保に関する法律により市町村及び広域連合が行う後期高齢者医療事業に係る会計をいう。

##### (5) 介護保険事業会計

介護保険事業会計とは、介護保険法により市町村が行う介護保険事業に係る会計をいう。ただし、指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設、老人短期入所施設、老人デイサービスセンター、指定訪問看護ステーションの5つの施設により介護サービスを提供する事業については、公営企業会計の介護サービス事業として取り扱っている。

##### (6) 農業共済事業会計

農業共済事業会計とは、農業災害補償法により市町村が行う農業共済事業に係る会計をいう。

##### (7) 交通災害共済事業会計

交通災害共済事業会計とは、市町村が条例等により直接行う交通災害共済事業に係る会計をいう。

### Ⅲ 主な用語の意義

#### 1 歳入歳出差引額（形式収支）＝歳入総額－歳出総額

歳入歳出差引額は、一般に「形式収支」といわれるものであり、出納閉鎖期日（5月31日）における当該年度中に収入された現金（前年度からの繰越金を含み、繰上充用金を除く。）と実際に支出された現金の差額すなわち現金主義による表示である。

#### 2 実質収支＝歳入歳出差引額（形式収支）－翌年度へ繰り越すべき財源

$$\blacklozenge \text{ 翌年度へ繰り越すべき財源} = \text{継続費通次繰越額} + \text{繰越明許費繰越額} + \text{事故繰越額} + \text{事業繰越額} + \text{支払繰延額} - \text{未収入特定財源}$$

財政運営の健全性は実質収支に端的に表現される。実質収支は、前年度以前から当該年度までの収支の累積を表し、実質収支が黒字であるか赤字であるかが当該団体の財政運営の健全性を判断する基準となる。

#### 3 単年度収支＝当該年度の実質収支－前年度の実質収支

当該年度の決算による実質収支から前年度の実質収支を差し引いた額をいう。当該年度のみ収支が均衡しているかを表し、単年度収支が黒字であることは、新たに剰余金を生じたり、過去の赤字を解消したことを意味し、また、歳計剰余金処分による積立がない場合に単年度収支が赤字であることは、過去の剰余金を取り崩したり、赤字額が増加したことを示している。

#### 4 実質単年度収支＝単年度収支＋基金積立額＋地方債繰上償還額－基金取崩額

収入結果として表れないが、歳出に含まれている黒字要素（積立金や後年度の債務の繰上償還）及び歳入に含まれている赤字要素（積立金取崩額）が仮に歳入、歳出に措置されなかった場合、単年度収支が実質的にどのようなようになるかを表している。この場合の積立金は、財政調整基金に係るものかつ予算に計上されたものに限ることとされており、繰上償還金は任意に行ったものに限ることとされている。

$$5 \text{ 財政力指数（単年度）} = \frac{\text{基準財政収入額}}{\text{基準財政需要額}}$$

基準財政需要額は、地方公共団体が合理的で妥当な水準で行政活動を行っていくために必要な財政需要を表しており、基準財政収入額は、通常標準的に徴収し得るであろうと考えられる税収入（標準税収入×75/100+地方譲与税等）である。

基準財政需要額に対する基準財政収入額の不足分は普通交付税によって補われる。したがって、数値が大きいほど財政力が強いといえ、「1」を超える市町村は普通交付税の不交付団体であることを示している。

$$6 \text{ 財政力指数} = \frac{\text{令和2年度から令和4年度までの財政力指数（単年度）の和}}{3}$$

財政力指数（単年度）の過去3ヵ年間の平均値をいい、地方公共団体の財政力を示す指数として用いられる。財政力指数が「1」を超える場合、当該地方公共団体は普通交付税の不交付団体となるが、その団体は、その超えた分だけ標準的な水準を超えた行政活動を行うことが可能となる。また、財政力指数が「1」以下の団体であっても、「1」に近い団体ほど普通交付税算定上のいわゆる留保財源が大きいことになり、財源に余裕があるということが出来る。現行制度上では公共事業に係る経費について国の負担割合の引上げ適用団体を定める基準に用いられるなど、国が各種財政援助措置を行う場合の財政力の判断指数とされている。

## 7 標準財政規模＝標準税収入額等＋普通交付税（臨時財政対策債発行可能額含む）

- ◆ 標準税収入額等：標準税収入額＋地方譲与税＋交通安全対策特別交付金
- ◆ 標準税収入額：（基準財政収入額－市町村民税所得割における税源移譲相当額の25%－地方消費税交付金における引上げ分の25%－地方譲与税－交通安全対策特別交付金）×100/75
- ◆ 臨時財政対策債：地方一般財源不足に対処するため、地方財政法第5条の特例として発行する地方債

地方交付税制度のもとで財源保障の対象となる標準的な一般財源の総枠を表すものである。なお、上記の算式で100/75は基準財政収入額への算入率（基準税率）で割り返して全体の額（標準税収入）を算入することを意味し、地方譲与税等を控除した後に加算するのは、その収入見込額の全額が基準財政収入額に算入されているからである。

$$8 \quad \text{經常一般財源比率（\%）} = \frac{\text{經常一般財源収入額}}{\text{標準財政規模}} \times 100$$

- ◆ **經常一般財源収入額**＝普通税＋地方譲与税＋利子割交付金＋配当割交付金＋株式等譲渡所得割交付金＋分離課税所得割交付金＋地方消費税交付金＋ゴルフ場利用税交付金＋特別地方消費税交付金＋自動車取得税交付金＋軽油引取税交付金＋自動車税環境性割交付金＋法人事業税交付金＋地方特例交付金等＋普通交付税＋交通安全対策特別交付金＋国有提供施設等所在市町村助成交付金＋經常的に収入される分担金、負担金、使用料、手数料、財産収入及び諸収入のうち使途の特定されないもの

通常水準の行政活動を行う上で必要な一般財源の総枠（標準財政規模）に対し、毎年度恒常的に収入され、かつ、自由にその使途を決定し得る一般財源の実績をどの程度もっているかを表し、この数値が「100%」を超える度合いが高ければ高いほど經常一般財源に余裕があり、歳入構造がより弾力的であるといえる。

$$9 \quad \text{經常収支比率（\%）} = \frac{\text{經常經費充當一般財源等}}{\text{經常一般財源収入額} + \text{減収補てん債} + \text{臨時財政対策債}} \times 100$$

人件費、扶助費、公債費等のように容易に縮減することの困難な經常的經費に対して、地方税や普通交付税のように使途が特定されておらず、毎年度經常的に収入される財源である經常的一般財源収入がどの程度消費されているかを表し、この比率が低いほど經常的經費に充當した經常一般財源の残余が大きく、臨時の財政需要（主に普通建設事業）に対して余裕をもつことになり、財政構造が弾力的であることを示している。

- ◆ **減収補てん債**：地方公共団体の地方税の減収額を埋めるため、地方財政法第5条の特例として発行が認められ一般財源として充當できる地方債

- ◆ **經常的經費**とは、毎年度經常的に支出される經費をいい、臨時的經費（突発的ないし一時的な行政需要に対する經費または支出の形態に規則性のない經費をいう。）以外の經費をいう。具体的には、おおむね次に掲げるような經費を臨時的經費とし、その他の經費を經常的經費という。

(1) 經費の科目により、臨時的經費に区分されるもの

- ① 人件費のうちの災害補償費（地方公務員災害補償基金負担金を除く。）
- ② 補償金、欠損補てん金、繰上充用金、賠償金、償還金（地方債に係るものを除く。）、小切手支払未済償還金

- ③ 積立金、投資及び出資金、繰出金（国民健康保険事業会計（事業勘定）に対する保険基盤安定制度に基づく繰出金、後期高齢者医療事業会計及び介護保険事業会計に対する法令等の規定に基づく繰出金及び法非適用の公営企業に対する繰出基準に基づく繰出金（建設事業費に係るものを除く。）を除く。）
  - ④ 貸付金のうち、法令等の規定に基づき制度化されたもので、年度を越え数年度にわたり継続的に支出される等、経常的に支出される貸付金以外のもの
  - ⑤ 公債費のうち転貸債及び繰上償還に係るもの
  - ⑥ 普通建設事業費、災害復旧事業費及び失業対策事業費
- (2) 経費の性質により、臨時的経費に区分されるもの
- ① 行政整理、勸奨による退職に要した退職手当（自己都合退職、死亡退職を除く。）
  - ② 特別職（教育長を含む。）に対する退職手当
  - ③ 選挙の執行に要した経費（常時啓発及び選挙人名簿調製のための経費を除く。）
  - ④ 各種センサス、国土調査、新市町村建設計画策定のための調査等、特に大規模な統計調査のための経費
  - ⑤ 災害対策関係経費
  - ⑥ 工場誘致関係経費
  - ⑦ 国体開催、行幸啓、合併記念行事等の大規模な記念行事及び全国的会議等の開催等に要する経費
  - ⑧ 伝染病の流行によって要した対策費
  - ⑨ 大規模な事務改善に要する経費
  - ⑩ 人口急増等、一時的現象に伴い必要とした経費
  - ⑪ 補助費等のうち、下記以外のもの
    - ア 法令等の規定に基づいて毎年度継続して支出されるもの
    - イ 法適用の公営企業に対する繰出基準に基づく繰出金（ただし、同繰出金のうち、上水道事業の消火栓に要する経費（建設改良に要する経費に限る。）、交通事業の都市高速鉄道建設に要する経費、病院事業の建設改良に要する経費（建設改良費に限る。）及び簡易水道事業の建設改良に要する経費（建設事業費に係るものに限る。）に係るものを除く。）
    - ウ 国庫支出金を伴うもので毎年度継続して支出されるもの
    - エ 長期間設置されている公共団体等に対する負担金、補助金及び交付金として支出されるもの
  - ⑫ 維持補修費のうち、緊急浚渫事業費に係るもの
  - ⑬ 以上のほか、単年度又は短期間の年度に限って要した経費

$$10 \quad \text{公債費負担比率 (\%)} = \frac{\text{公債費充当一般財源}}{\text{歳入一般財源総額}} \times 100$$

歳入一般財源総額のうち、どの程度の一般財源が地方債等の元利償還の経費に費やされているかを見る指標である。

$$11 \quad \text{自主財源比率 (\%)} = \frac{\text{自主財源総額}}{\text{歳入総額 (自主財源 + 依存財源)}} \times 100$$

◆ **自主財源** = 地方税 + 分担金・負担金 + 使用料・手数料 + 財産収入 + 寄附金 + 繰入金 + 繰越金 + 諸収入

◆ **依存財源** = 地方譲与税 + 地方交付税 + 地方特例交付金等 + 国庫支出金 + 県支出金 + 地方債 + 各種交付金

市町村が自らその権能を行使して調達することのできる財源（自主財源）が、歳入総額の何%であるかを示し、この比率が高ければ高いほど歳入構成が安定的であることを表している。

$$12 \quad \text{一般財源比率 (\%)} = \frac{\text{一般財源総額}}{\text{歳入総額 (一般財源 + 特定財源)}} \times 100$$

◆ **一般財源** = 地方税 + 地方譲与税 + 利子割交付金 + 配当割交付金 + 株式等譲渡所得割交付金 + 分離課税所得割交付金 + 地方消費税交付金 + ゴルフ場利用税交付金 + 特別地方消費税交付金 + 自動車取得税交付金 + 軽油取引税交付金 + 自動車税環境性割交付金 + 法人事業税交付金 + 地方特例交付金等 + 地方交付税

歳入総額に占める一般財源の総額が何%であるかを示すものであり、この比率が高いほど歳入構成が安定的であることを表している。

$$13 \quad \text{実質赤字比率 (\%)} = \frac{\text{一般会計等の実質赤字額}}{\text{標準財政規模}} \times 100$$

◆ **一般会計等の実質赤字額** : 一般会計及び特別会計のうち普通会計に相当する会計における実質赤字の額

◆ **実質赤字の額** = 繰上充用額 + (支払繰延額 + 事業繰越額)

当該地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模（地方公共団体の標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源の規模を示すもの）に対する比率である。福祉、教育、まちづくり等を行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえる。

$$14 \quad \text{連結実質赤字比率（\%）} = \frac{\text{連結実質赤字額}}{\text{標準財政規模}} \times 100$$

◆ **連結実質赤字額**：イとロの合計額がハとニの合計額を超える場合の当該超える額

イ：一般会計及び公営企業（地方公営企業法適用企業・非適用企業）以外の特別会計のうち、実質赤字を生じた会計の実質赤字の合計額

ロ：公営企業の特別会計のうち、資金の不足額を生じた会計の資金の不足額の合計額

ハ：一般会計及び公営企業以外の特別会計のうち、実質黒字を生じた会計の実質黒字の合計額

ニ：公営企業の特別会計のうち、資金の剰余額を生じた会計の資金の剰余額の合計額

公営企業会計を含む当該地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額又は資金の不足額の標準財政規模に対する比率である。すべての会計の赤字や黒字を合算し、地方公共団体全体としての赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえる。

$$15 \quad \text{実質公債費比率（\%）} = \frac{(A + B) - (C + D)}{E - D} \times 100$$

A：地方債の元利償還金（公営企業分、繰上償還金等を除く）

B：地方債の元利償還金に準ずるもの（「準元利償還金」）

C：元利償還金又は準元利償還金に充てられる特定財源

D：地方債に係る元利償還金に要する経費として普通交付税の額の算定に用いる基準財政需要額に算入された額（「歳入公債費の額」）及び準元利償還金に要する経費として普通交付税の額の算定に用いる基準財政需要額に算入された額（「算入準公債費」）

E：標準財政規模（「標準的な規模の収入の額」）

この比率は、地方税や普通交付税のように使途が限定されておらず、毎年度経常的に収入される財源のうち、公債費や公営企業債に対する繰出金などの公債費に準ずるものを含めた実質的な公債費相当額（普通交付税が措置されたものを除く）に充当されたものの占める割合の前3年度の平均値である。

地方債協議制度の下で、18%以上の団体は、地方債の発行に際し許可が必要となる。

$$16 \text{ 将来負担比率}(\%) = \frac{\text{将来負担額} - (\text{充当可能基金額} + \text{特定財源見込額}) + \text{地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額}}{\text{標準財政規模} - (\text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})} \times 100$$

◆ **将来負担額** : イからヌまでの合計額

イ : 一般会計等の当該年度の前年度末における地方債現在高

ロ : 債務負担行為に基づく支出予定額 (地方財政法第5条各号の経費に係るもの)

ハ : 一般会計等以外の会計の地方債の元金償還に充てる一般会計等からの繰入等見込額

ニ : 当該団体が加入する組合等の地方債の元金償還に充てる当該団体からの負担等見込額

ホ : 退職手当支給予定額 (全職員に対する期末要支給額) のうち、一般会計等の負担見込額

ヘ : 地方公共団体が設立した一定の法人 (設立法人) の負債の額のうち、当該設立法人の財務・経営状況を勘案した一般会計等の負担見込額

ト : 当該団体が受益権を有する信託の負債の額のうち、当該信託に係る信託財産の状況を勘案した一般会計等の負担見込額

チ : 設立法人以外の者のために負担している債務の額及び当該年度の前年度に当該年度の前年度内に償還すべきものとして当該団体の一般会計等から設立法人以外の者に対して貸付けを行った貸付金の額のうち、当該設立法人以外の者の財務・経営状況を勘案した一般会計等の負担見込額

リ : 連結実質赤字額

ヌ : 組合等の連結実質赤字額相当額のうち一般会計等の負担見込額

◆ **充当可能基金額** : イからチまでの償還額等に充てることのできる地方自治法第241条の基金

地方公社や損失補償を行っている出資法人等に係るものも含め、当該地方公共団体の一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模を基本とした額に対する比率である。地方公共団体の一般会計等の借入金(地方債)や将来支払っていく可能性のある負担等の現時点での残高を指標化し、将来財政を圧迫する可能性の度合いを示す指標ともいえる。



$$17 \text{ 資金不足比率 (\%)} = \frac{\text{資金の不足額}}{\text{事業の規模}} \times 100$$

◆ 資金の不足額 :

資金の不足額（法適用企業）＝（流動負債＋建設改良費等以外の経費の財源に充てるために起こした地方債の現在高－流動資産）－ 解消可能資金不足額

資金の不足額（法非適用企業）＝（歳出額＋建設改良費等以外の経費の財源に充てるために起こした地方債現在高）－ 解消可能資金不足額

解消可能資金不足額：事業の性質上、事業開始後一定期間に構造的に資金の不足額が生じる等の事情がある場合において、資金の不足額から控除する一定の額

※ 宅地造成事業を行う公営企業については、土地の評価に係る流動資産の算定等に関する特例がある。

◆ 事業の規模 :

事業の規模（法適用企業）＝ 営業収益の額 － 受託工事収益の額

事業の規模（法非適用企業）＝ 営業収益に相当する収入の額 － 受託工事収益に相当する収入の額

※ 指定管理者制度（利用料金制）を導入している公営企業については、営業収益の額に関する特例がある。

※ 宅地造成事業のみを行う公営企業の事業の規模については、「事業経営のための財源規模」（調達した資金規模）を示す資本及び負債の合計額とする。

当該地方公共団体の公営企業会計ごとの資金の不足額の事業の規模に対する比率である。公営企業の資金不足を、公営企業の事業規模である料金収入の規模と比較して指標化し、経営状態の悪化の度合いを示す指標ともいえる。

（参考）健全化判断比率に係る早期健全化基準等

	早期健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率	都道府県：3.75% 市町村：財政規模に応じ11.25%～15%	都道府県：5% 市町村：20%
連結実質赤字比率	都道府県：8.75% 市町村：財政規模に応じ16.25%～20%	都道府県：15% 市町村：30%
実質公債費比率	都道府県・市町村：25%	都道府県・市町村：35%
将来負担比率	都道府県・政令市：400% 市町村：350%	—
資金不足比率	（経営健全化基準）20%	—